

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会 愛媛県特定最低賃金合同専門部会 議事録

日時

令和7年9月26日（金）9：59～10：55

場所

愛媛労働局会議室
(松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎6階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、五領田委員、園田委員、武井委員

労働者代表委員

西委員、三好委員、白石委員、田中委員、上甲委員、竹箇平委員、濱田委員、
渡部委員

使用者代表委員

石川委員、丹沢委員、出島委員、井上委員、金田委員、河野委員、阿部委員、
河端委員、西谷委員、山田委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、高尾賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- 3 各専門部会の公開について
- 4 今後の専門部会の審議における確認事項
- 5 特定最低賃金専門部会の審議日程について
- 6 その他
- 7 閉 会

議事

○賃金室長

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から愛媛県特定最低賃金第1回合同専門部会を開催いたします。

私は、賃金室長の三好と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

審議対象となりました特定最低賃金の4業種については、それぞれ専門部会が設置さ

れ、例年、第1回目は、合同で開催しております。

また、議事進行も、例年どおり愛媛地方最低賃金審議会の森本会長にお願いしたいと思います。

はじめに、出欠状況の確認と各専門部会の成立状況を御報告申し上げます。

お配りしております資料の1ページに専門部会委員の名簿がございますので、御確認ください。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会は、労側の寺田委員が御欠席です。8名出席となります。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、労側の吉川委員が御欠席です。8名出席となります。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、労側の熊野委員と使側の増田委員が御欠席です。7名出席となります。

愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会は、労側の竹本委員と使側の小池委員が御欠席です。7名出席となります。

各専門部会とも、委員の3分の2以上の出席がありますので、最低賃金審議会令に定める定足数に達しております、各専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、これから議事進行を森本会長にお願いしたいと思います。

森本会長、よろしくお願ひいたします。

○森本会長

森本でございます。

議事次第に沿って進行してまいりますので、御協力をお願いします。

本日の会議は公開しておりますが、傍聴される方は注意事項を守っていただきますようお願いします。

はじめに、愛媛労働局労働基準部長から挨拶があります。

○労働基準部長

労働基準部長の佐藤と申します。よろしくお願いします。

本日は、御多忙の中、御出席いただき感謝申し上げます。

また、皆様には、特定最低賃金の各専門部会の委員への就任をお引き受けいただき、重ねて感謝申し上げます。

さて、愛媛県の地域別最低賃金につきましては、公労使の委員の皆様に真摯な御審議をいただいた結果、12月1日から時間額1,033円に改定されることとなりました。77円の引上げということで、中賃の目安63円から14円上積みという非常に高い結果になったところでございます。引上げ率も8%を超えるところでございます。

Bランクの愛媛県だと、なかなかCランク県との逆転現象の解消や、金額の高い近隣県との格差解消という、難しい課題があった中でも、労使各側委員の御理解もあり、最終的には全会一致での結論に至ったということでございます。

なかなか労使各側の委員とも、十分納得できる金額ではないところを、なんとか歩み寄りいただいて、この結論に至ったということでございます。

愛媛労働局としても、これから発効日に向けて、改正額の周知はもちろんのこと、併せて事業者の皆様への支援策の周知に取り組んでまいります。また、発効後の履行確保にもしっかりとやっていかなくてはならないということです。

委員の皆様におかれましても、所属の団体などにおきまして、周知への御協力をお願い申し上げます。

特定最低賃金の改正につきましては、昨年に引き続き4業種で、改正の必要性ありとの答申を受けて、次回以降、それぞれの専門部会で御審議いただくこととなりました。

昨年度から、特にお願いしているところでございますけれども、やはり特定最賃については、労使のイニシアティブによる円滑な審議をお願いしているところです。一昨年度までは、最終的に公益案を提示して、それを採決する形をとる部会がほぼ全てでしたが、それだと労使のイニシアティブとは言えないのではないかということもあって、出来るだけ公益案の提示に行く前に、労使各側の歩み寄りによって、一致点を探っていくということをお願いしているところでございます。本年度も引き続き円滑な審議に御協力をいただければと考えております。

本年度も、例年どおり12月25日の4業種統一発効に向けた厳しい日程となります。審議会数も実質2回の審議ということで難しい点もあろうかと思います。非常に難しい審議になりますが、円滑な審議に御協力いただきたいと考えております。

事務局としても昨年度までの反省を踏まえまして、出来るだけ多くの委員の皆様に審議に御出席いただけるように、日程調整を例年より早めさせていただきました。これについて御協力いただきましたことについて、感謝申し上げます。

各専門部会での慎重かつ十分な御審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○森本会長

ありがとうございました。

それでは、審議に先立ち、「専門部会委員の紹介」と、併せて「専門部会運営規程」、「特定最低賃金審議経過」の説明を事務局からお願いします。

○賃金室長

本日は、本年度第1回目の特定最低賃金専門部会となりますので、初めに事務局を務

めさせていただく愛媛労働局賃金室の職員から自己紹介をさせていただきます。

(自己紹介)

○賃金室長

それでは、委員の皆様を御紹介させていただきます。

資料の1ページの本年度の特定最低賃金専門部会委員名簿と机置きしております配席表も御覧ください。

はじめに、公益委員の皆様を御紹介します。それぞれ専門部会を担当していただいておりますので、お名前と担当専門部会を申し上げます。

それでは、向かって左側から武井奈保子委員でございます。パルプ、紙とはん用機械、電気機械の部会を担当されます。

次に五領田寛子委員でございます。はん用機械と造船の専門部会を担当されます。

次に森本明宏委員でございます。本審の会長を務められております。パルプ、紙と電気機械の専門部会を担当されます。

次に井上雄基委員でございます。はん用機械と造船の専門部会を担当されます。

続きまして園田雅江委員でございます。パルプ、紙と電気機械、それと造船の専門部会を担当されます。

次に各部会の労側・使側委員の皆様を紹介いたします。

最初にパルプ、紙専門部会です。労側委員の寺田淳泰委員ですが、本日は御欠席です。西貴志委員です。パルプ、紙製造業の特定最低賃金改正の申出人です。三好謙一郎委員です。次に使側委員の石川雄一委員です。丹沢寛雄委員です。出島良仁委員です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

次にはん用機械専門部会にまいります。労側委員で白石浩司委員です。本審の委員です。田中圭子委員です。はん用機械の特定最低賃金改正の申出人です。吉川亮委員ですが、本日は御欠席です。使側委員の井上広光委員です。金田祐司委員です。河野正幸委員です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

次に電気機械専門部会にまいります。労側委員の熊野靖和委員ですが、本日は、御欠席です。上甲章史委員です。竹箇平貴隆委員です。本審委員で電気機械特定最低賃金改正の申出人です。使側委員の阿部幸弘委員です。河端和行委員です。増田和俊委員ですが、本日は御欠席です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

次に造船専門部会にまいります。労側委員の竹本良賢委員ですが、本日は御欠席です。濱田英吉委員です。渡部崇委員です。造船特定最低賃金改正の申出人です。使側委員の小池久志委員ですが、本日は御欠席です。西谷亮彦委員です。山田啓司委員です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

次に「専門部会運営規程」について説明いたします。

3ページの資料No.2 「愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程」を御覧ください。

地方最低賃金審議会の専門部会は、最低賃金法第25条に基づき設置され、その運営については、「愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程」によることとされております。

ここでは、会議の招集、委員の出欠、会議の公開、議事の記録と公開について定めております。特に御留意願いたい事項を説明いたします。

運営規程第3条第3項には、「委員は、会議に出席できないときは、部会長に通知しなければならない」となっておりますが、開催案内、出欠等の事務手続きは事務局で行っておりますので、御連絡は愛媛労働局賃金室までお願ひいたします。

次に運営規程第6条ですが、会議の公開について定めております。原則として公開しております。

具体的な公開要領は、7ページにあります資料No.3 「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」を御参照ください。

次に9ページの資料No.4 「専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について」を御覧ください。

専門部会の効率的な審議、迅速な決定のため、審議回数と時間は本年7月3日の第1回本審において合意いただいており、(1)のとおり審議回数はおおむね3回、審議時間は原則として午後5時までとなっております。

また(2)のとおり、専門部会で全会一致の結論が得られた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の結論を審議会の結論として答申しますので、4業種全てで全会一致になれば、特定最低賃金に係る本審は開催しないこととなります。

次に特定最低賃金の審議経過の説明をいたします。

資料13ページの資料No.6を御覧ください。「特定最低賃金(改正)申出書形式審査一覧表」にありますとおり、愛媛県で設定されております4業種についての改正の申し出がありました。「改正の必要性」の審議は、11ページの資料No.5「令和7年度の特定最低賃金に係る審議経過」にお示しております。

7月3日に開催されました第1回本審において、愛媛労働局長から特定最低賃金の改正の必要性について諮問を行い、必要性の有無を審議する小委員会を設置いたしました。

7月24日に開催されました第1回小委員会では、申出のあった4業種いずれも「改正決定の必要性あり」との結論に至っております。

7月29日に開催されました第2回本審において、小委員会の結論が報告され、4業種について「改正決定の必要性有り」との答申をいただきました。

同時に、4業種の金額改正について愛媛労働局長から諮問を行い、各専門部会の設置、専門部会委員の推薦公示及び関係労使の意見聴取公示の手続きを経て、本日、第1回目の合同専門部会を4業種合同で開催しているところです。

資料 14 ページ以降に、必要性に関する諮問、答申、そして金額改正に係る諮問文の写しを資料として添付しておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上です。

○森本会長

ただ今の事務局からの説明について、御質問があればお願ひします。

(質問なし)

○森本会長

それでは議事項番 2「各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」に入ります。

最低賃金法第 25 条第 4 項において準用する同法第 24 条の規定により、「部会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」こととなっております。例年、委員の皆様の意見をいただいた上で、「公益一任」という形とさせていただいておりますが、本年度も労側、使側の委員の皆様、これでよろしいでしょうか。

(一同同意)

○森本会長

それでは、公益委員の中から、あらかじめご了解いただいております、各専門部会の部会長及び部会長代理を御報告させていただきます。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会は、部会長が私、森本明宏、部会長代理が園田雅江委員です。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、部会長が武井奈保子委員、部会長代理が五領田寛子委員です。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、部会長が園田雅江委員、部会長代理が武井奈保子委員です。

最後に愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会は、部会長が井上雄基委員、部会長代理が五領田寛子委員です。

以上のとおりです。労使各側の専門部会委員の皆様から御承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同同意)

○森本会長

ありがとうございます。

それでは、報告内容のとおり決定とさせていただきます。

議事を進めます。議事項番3「専門部会の公開について」に入ります。

ここでは、専門部会の公開・非公開の可否について決めておきたいと思います。会議の公開・非公開につきましては、専門部会運営規程第6条、議事録の公開・非公開については専門部会運営規程第7条により、それぞれ各専門部会の部会長が決定することとなっております。いずれの専門部会におきましても、具体的な金額審議を行う場合、「個別の事業所の経営」や「労働者の待遇」に関するデータ、「労働協約の内容」等、具体的な情報を提示しながらの審議になることが想定されます。これらの企業経営上の重要な情報を公開することは難しく、公開となりますと充実した審議を行うにあたって支障が生じるという理由で、非公開としてまいりました。

こういったことから、本年度におきましても、「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の「率直な意見の交換、若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されますので、本年度も非公開と考えているところです。

各専門部会の部会長様、いかがでしょうか。

(一同同意)

○森本会長

それでは、次回以降の各専門部会は具体的な金額審議の場となりますので、非公開といたします。

議事を進めます。議事項番4「今後の専門部会の審議における確認事項」に入ります。

私の方から、会長の立場で、専門部会委員の皆様に、何点かお願ひと確認をさせていただきたいと思います。

1点目に、特定最低賃金の審議経過につきましては、先ほど事務局から説明がありましたとおり、7月29日の本審において、4業種とも改正の「必要性有り」と答申いたしました。

「必要性有り」と答申した場合には、現行の金額から1円以上引き上げ、かつ地域別最低賃金の金額よりも1円以上高く引き上げることが、法令の趣旨とされておりますので、よろしくお願ひします。

2点目です。特定最低賃金の金額審議は、中央最低賃金審議会の全員協議会報告や冒頭の労働基準部長挨拶にもありましたとおり、労使のイニシアティブにより円滑な審議が求められ、全会一致による議決が得られるよう双方が努力することが望まれておりますので、労使委員の皆様は、御理解と御協力をいただきますよう、お願ひいたします。

3点目です。愛媛県最低賃金の引上げ額や引上げ率がそのまま、特定最低賃金に影響するものではないということを、御留意いただきますようお願ひします。

4点目です。本年度も円安による原材料費の高騰などの影響を受け、光熱費をはじめ食料品などの価格が上昇しております。また、春闘における賃上げ状況は、大手企業、中小企業いずれも昨年を上回る水準であり、回復基調、好調な業種、産業もあります。このため、各産業における実態が分かるような具体的な資料がございましたら、それをお示しいただき、金額提示をいただければと思っております。

5点目、最後のお願いですけれども、今後の労使の御主張につきましては、公益委員において聞き間違いや、記録誤り等がありますと、検討に支障をきたしますので、御意見や考え方の主要な部分だけでも結構ですので、あらかじめ書面を作成いただき、公益委員と事務局への書面での御提出について御協力をいただきますようお願いいたします。

以上、5点ほどお伝えしていただきましたが、御意見や御質問はございませんか。

(意見等なし)

○森本会長

続きまして、議事項番5「特定最低賃金専門部会の審議日程について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

まず、日程調整をするにあたって、資料17ページの資料No.7を御覧ください。答申ごとに最短の公示日別最短効力発生一覧が示されております。

愛媛地方最低賃金審議会では、慣例として特定最低賃金の効力発生日を12月25日としております。資料18ページの右側の「発効」の欄がありますが、12月25日となるところを見ていただきますと、最終開庁日の10月24日（金）までに答申をいただく必要がありますので、特定最低賃金に係る本審を10月24日（金）の午前に開催予定しております。

次に机置き資料「令和7年度 愛媛地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会日程調整表」を御覧ください。あらかじめ委員の皆様にお伺いした御希望の日時をとりまとめたものとなっております。

定足数について御説明いたしますと、専門部会の定足数は最低賃金審議会令第6条第6項に準用する同令第5条第2項の規定により、「委員の3分の2以上」、または「各側3分の1以上」とされております。全体で6名以上、あるいは各側1名以上の御出席が必要となっております。ただし、部会長と部会長代理がいずれも不在ですと会の進行・採決ができませんので、御注意願います。

(日程調整表の見方を説明した後、日程調整)

○賃金室長

それでは事務局から、日程の確認をさせていただきます。

愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金専門部会は、第2回専門部会が、10月8日（水）午前10時00分から、第3回専門部会が、10月20日（月）午後3時00分からです。

愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会は、第2回専門部会が、10月9日（木）午後1時30分から、第3回専門部会は、10月22日（水）午後3時00分からです。

愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、第2回専門部会が、10月8日（水）午後3時00分から、第3回専門部会は、10月20日（月）午前10時00分からです。

愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会は、第2回専門部会が、10月7日（火）午前10時00分から、第3回専門部会は、10月21日（火）午前10時00分からです。

以上のとおり、決定しました。

○森本会長

続きまして、議事項番6「その他」に入ります。事務局から資料の説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、これまで説明していない資料について簡単に説明させていただきます。

資料21ページの資料No.8を御覧ください。本年度改定されました全国の地域別最低賃金一覧表でございます。

愛媛は中央最低賃金審議会で示された目安額63円を14円上回る77円の引き上げとなりまして、12月1日より、時間額1,033円に改定されます。

次に本審委員以外の皆様には、本日お配りしております令和7年度版「最低賃金決定要覧」の138ページを御覧ください。現在、愛媛県で決定されております特定最低賃金5業種について138ページから141ページに掲載されています。後ほど御確認ください。

資料に戻りまして、23ページの資料No.9を御覧ください。「令和7年度賃金改定状況調査結果」です。全国の賃金上昇率等を調査した結果で、中央最低賃金審議会の目安審議等において重要な資料となっております。

特によく用いられるのが、第4表の賃金上昇率で、28ページに男女別内訳と、29ページに一般・パート別内訳がランク別に示されております。

29ページの表の一番左側の産業計のBランクを見ていただきますと、Bランクの一般パート計全体で上昇率2.9%となっており、昨年は2.4%でした。パート計では上昇率3.5%という結果になっております。

35 ページの資料No.10 を御覧ください。

厚生労働省が 8 月 2 日に発表した民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」であります。

集計対象は資本金 10 億円以上かつ従業員 1,000 人以上の労働組合がある、いわゆる大手企業 390 社の状況であります。

36 ページの第 1 表で、特定最賃と関係のある業種の賃上げ率を見てみると、4 番の紙・パルプは 5.40% の上昇率、10 番の機械で 5.99%、11 番の電気機器で 5.63%、12 番の造船は 5.62% となっております。

41 ページの資料No.11 を御覧ください。

愛媛の経済資料ということで、公表されているものを前年と比較する形でお示しさせていただきました。

生産・公共工事・住宅着工、消費・観光・物価、雇用・企業倒産の項目の順になっております。

次に 43 ページには産別用追補ということで、愛媛県企画統計課が公開しているデータから特定最低賃金に関する業種について、産業別にお示ししております。これは令和 2 年平均を 100 とした基準値でデータとしていますので、後ほど御確認ください。

次に 45 ページ資料No.12 以降には、本審の委員の皆様には既に配布した資料もございますが、松山財務事務所や日銀松山支店及び愛媛労働局が定期的に公表している資料を添付しております。

資料の説明は以上です。

最後に、本日、机置きしております「令和 7 年最低賃金に関する基礎調査の概要」と書かれた資料については、第 2 回目の各専門部会で説明いたしますので、各委員の皆様は、あらかじめ目を通していただけたらと思います。

改めて、再度お伝えいたします。第 5 回本審を 10 月 24 日（金）午前 10 時 00 分から、松山若草合同庁舎 7 階共用大会議室で開催予定としておりますので、本審の委員の皆様は日程の確保をよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○森本会長

事務局の説明について、何か御質問や御意見はありませんか。

（質問等なし）

○森本会長

それでは他にないようでしたら以上をもちまして、第 1 回愛媛県特定最低賃金合同専門部会を終了いたします。委員の皆様、お疲れ様でございました。